

**浜松ケーブルテレビ株式会社 放送サービス加入契約約款**  
(FTTH施設用)

**(約款の適用)**

**第1条** 浜松ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)は、放送法に基づき、この放送サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより放送サービスを提供します。

**(約款の変更)**

**第2条** 当社は、この約款を総務大臣に届け出たうえ、変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

**(用語の定義)**

**第3条** この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1.有線テレビジョン放送施設	当社が有線テレビジョン放送を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2.放送サービス	有線テレビジョン放送施設を利用して映像、音響および符号等を送信し、番組を視聴できるようにするサービス
3.契約	当社から放送サービスの提供を受けるための契約
4.加入者	当社と契約を締結している者
5.幹線設備	有線テレビジョン放送の送出装置から引込点までの設備
6.引込設備	有線テレビジョン放送施設に接続された引込点から加入者宅の光成端箱までに設置された引込線及び機器
7.宅内設備	加入者宅の光成端箱の出力端子からテレビ受像機までに設置された宅内線および機器
8.V-ONU	当社が貸与し、引込線の一端に接続されるテレビ用光信号を電気信号に変換するための装置
9.CATVチューナー	当社が貸与し、加入者宅のテレビ受像機に接続されるデジタル放送を受信するための専用受信機
10.消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

**(放送サービスの種類)**

**第4条** 当社は、定められた業務区域内において次のサービスを提供します。

- (1)当社が定めた基本料金内で行うテレビジョン放送および音声放送等の同時再放送ならびにその他の自主放送
- (2)前号以外の有料による放送(以下「有料チャンネル」といいます。)
- (3)録画機能等CATVチューナーに付帯するサービス
- (4)その他特殊サービス

2 前項のサービスには、料金表に規定する品目等があります。

**(契約の単位)**

**第5条** 当社は引込線一回線ごとに一の契約を締結します。

- 2 引込線一回線により複数世帯、複数企業が加入する場合には、原則として世帯、または企業ごとに契約を締結します。

**(契約申込の方法)**

**第6条** 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入申込書を当社に提出していただきます。

- (1)料金表に定める放送サービスの品目等
- (2)設置場所
- (3)その他放送サービスの内容を特定するために必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、当社が別に指定する方法で契約申込を受け付けることがあります。

す。

#### (契約申込の承諾)

- 第7条** 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、放送サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
  - 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
    - (1) 幹線設備、引込設備および宅内設備を設置し、または保守をすることが技術上著しく困難なとき。
    - (2) 契約の申込みをした者が放送サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金および料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
    - (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### (初期契約解除)

- 第8条** 加入者は、契約締結の日から起算して8日を経過するまでの間に、初期契約解除を行う旨の書面を当社に提出することによりその契約を解除することができます。
- 2 前項による契約解除は、同項の書面を発した時にその効力を生じます。
  - 3 第1項による契約解除の場合、以下の料金等を除き、当社は、損害賠償もしくは違約金またはその他の金銭等を加入者へ請求しません。
    - (1) 当該契約解除までの期間において加入者が提供を受けたサービスの利用料
    - (2) 当該契約解除までの期間において実施した工事に係る費用
    - (3) 当該契約解除までの期間において設置した当社に帰する電気通信設備の資産等の撤去に要する費用

#### (放送サービスの品目等の変更)

- 第9条** 加入者は、料金表に規定する放送サービスの品目等の変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求の方法およびその承諾については、第6条(契約申込の方法)および第7条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (設置場所の変更)

- 第10条** 加入者は、同一の構内または同一の建物内における、設置場所の変更を請求できます。
- 2 設置場所の変更が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更または制限がある場合があります。
  - 3 当社は、第1項の請求があったときは、第7条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。
  - 4 第1項の変更に必要な工事は、当社または当社が指定した者が行います。
  - 5 第1項の変更に必要な工事に係る費用は、加入者に負担していただきます。

#### (その他の契約内容の変更)

- 第11条** 当社は、加入者から請求があったときは、第6条(契約申込の方法)第3号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第7条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (名義変更)

- 第12条** 加入者は、次の事由により契約名義の変更がある場合、当社所定の届出書により、当社へ申し出るものとします。
- (1) 契約名義者の死亡等による契約の相続によるもの
  - (2) 家族間または法人の代表者変更に伴う契約の承継によるもの
  - (3) 戸籍法上の手続きによるもの
  - (4) 契約法人の社名変更によるもの
  - (5) 個人名義を法人名義とするもの、または法人名義を個人名義とするもの
- 2 当社は、第三者への契約名義の変更には応じないものとします。

### (加入者が行う契約の解除)

**第13条** 加入者は、契約を解除しようとするときは、解約を希望する日の10日以前に文書により当社にその旨を通知していただきます。

- 2 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する有線テレビジョン放送施設の資産等を撤去いたします。ただし、加入者は、料金表の規定により撤去に要する費用の支払いを要します。
- 3 前項の撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

### (当社が行う契約の解除)

**第14条** 当社は次の場合には、その契約を解除することがあります。

- (1) 第16条(利用停止)の規定により放送サービスの利用停止をされた加入者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 当社または加入者の責めに帰すべからず事由により当社の有線テレビジョン施設の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で放送サービスの継続ができないとき。
- (3) 社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充等に伴い、当社がサービスの一部もしくは全部を終了するとき。また、代替構築により放送サービスを継続できる場合で、そのために必要な施設の変更等について加入者の同意が得られないとき。
- 2 第16条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、放送サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
- 3 当社は第1項の規定によりその契約を解除しようとするときは、加入者にそのことを通知もしくは催告しない場合があります。
- 4 当社は、第1項の規定によりその契約を解除しようとするときは、当社に帰する有線テレビジョン放送施設の資産等を撤去いたします。ただし、加入者は、料金表の規定により撤去に要する費用の支払いを要します。
- 5 前項の撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

### (内容変更、利用中止)

**第15条** 当社は、次の場合には、放送サービスの内容を変更、または利用を中止することがあります。

- (1) 当社の有線テレビジョン放送施設の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (3) その他の事由により、変更または中止せざるを得ないとき。
- 2 当社は、前項の規定により放送サービスの内容を変更、または利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

**第16条** 当社は、加入者が次のいずれかに該当する場合には、その放送サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)
- (2) 契約の申込みにあたって、当社指定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) 破産、競売、民事再生、会社更生の申立て等があったとき。
- (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 前各号のほか、この約款の規定に違反する行為、放送サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の有線テレビジョン放送施設のいずれかに著しい支障を与え、または与えるおそれのある行為を行ったとき。
- 2 前項の場合、加入者は当社がサービスの停止をした日の属する月の月末までの利用料を含む未払いの料金を支払うものとします。
- 3 当社は、第1項の規定により放送サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利

用停止をする日および期間を加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、または加入者の都合により当社からの通知が到達しない場合は、この限りではありません。

#### (料金の適用)

**第17条** 当社が提供する放送サービスの料金は、加入金、利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金および工事に関する費用とし、料金表および当社が別に定めるところによります。

#### (料金の支払方法)

**第18条** 前条の料金は、当社が指定する期日に金融機関の口座振替またはクレジットカード支払いによりお支払いいただきます。

2 当社は、原則として、請求書および領収書を発行しません。

#### (利用料等)

**第19条** 加入者は、その契約に基づいて当社が放送サービスの提供を開始した日の属する月の翌月の1日(有料チャンネルの提供については、その提供を開始した日の属する月の1日)から起算して、契約の解除または廃止があった日の属する月の月末までの期間(提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の月に属する場合は1月間とします。)について、当社が提供する放送サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料または使用料(以下「利用料等」といいます。以下のこの条において同じとします。)の支払いを要します。

2 前項の料金には、放送法に基づくNHKの放送受信料、株式会社WOWOWの有料放送サービス視聴料は含まれておりません。

3 当社は、経済環境の変化、提供するサービス内容の変更等により、第1項の利用料等を改定することがあります。

#### (加入金)

**第20条** 加入者は、第6条(契約申込の方法)の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入金の支払いを要します。

2 当社は、前項の加入金の額について特別割引を行うことがあります。

3 契約解除の場合、当社は、支払われた加入金の返還はしません。

#### (手続きに関する料金)

**第21条** 加入者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除または請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

#### (工事に関する費用)

**第22条** 加入者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除または請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、加入者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

#### (遅延利息)

**第23条** 加入者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合はこの限りではありません。

#### (V-ONU、CATVチューナーの貸与)

**第24条** 当社は、加入者の契約内容に応じて、V-ONU、CATVチューナー(リモートコントローラーは含まず。)(以下「貸与機器類」といいます。)を加入者に貸与します。

2 加入者は、貸与機器類を善良な管理者の注意をもって維持管理することとします。

3 加入者は、貸与機器類を故意または過失により破損または紛失した場合には、その修復、補填に要する費用の支払いを要します。

4 加入者は、契約解除の場合、速やかに貸与機器類を当社に返却するものとし、返却されな

い場合には、加入者はその補填に要する費用の支払いを要します。

- 5 加入者は、当社が認める場合を除き、貸与機器類の交換を請求できません。
- 6 加入者は、当社が必要に応じて行う貸与機器類の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
- 7 録画機能付きCATVチューナーを貸与する場合の録画機能における当社の免責事項は、別に定める「録画機能付きCATVチューナーを利用した放送サービスに関する利用規約」によります。

#### (施設の保守、故障等)

**第25条** 当社は、当社の有線テレビジョン放送施設について、維持管理責任を負います。

- 2 当社は、加入者から放送サービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合は、これを調査し必要な措置を講じます。ただし、貸与機器類を除く宅内設備に起因する異常の場合は、その修理に要する費用は加入者に負担していただきます。
- 3 加入者は、加入者の故意または過失により当社の有線テレビジョン放送施設に故障または損傷が生じた場合は、その修復に要する費用は加入者に負担していただきます。

#### (免責)

**第26条** 当社は、第15条(内容変更、利用中止)第1項の場合、何らの責任も負いません。

- 2 当社は、放送サービスに係る設備その他の有線テレビジョン放送施設の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、加入者が所有する施設、設備に起因する事故等が発生した場合、何らの責任も負いません。

#### (承諾の限界)

**第27条** 当社は、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、もしくは保守することが著しく困難であるとき、または料金その他債務の支払いを現に怠り、もしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### (利用に係る加入者の義務)

**第28条** 当社は、放送サービスの提供に必要な有線テレビジョン放送施設設置のため、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は加入者が負うものとします。

- 2 加入者は、当社または当社の指定する者が施設の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
- 3 加入者は、当社が契約に基づき設置した当社に帰する有線テレビジョン放送施設の資産等を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、または加入者の所有するテレビ受像機等の接続もしくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- 4 加入者は、当社が契約に基づき設置した当社に帰する有線テレビジョン放送施設の資産等を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
- 5 加入者は、前2項の規定に違反して当社に帰する有線テレビジョン放送施設の資産等を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### (禁止事項)

**第29条** 当社は、加入者が次の行為を行うことを禁止します。

- (1) 対価の有無にかかわらず、当社の放送サービスを公に上映すること。
- (2) 対価の有無にかかわらず、当社の放送サービスの複製物等を頒布すること。
- (3) 貸与機器類を他人に貸与、質入れ、譲渡または複製、改造、変造、解析すること。
- (4) この約款および当社が別に定める正規の使用方法以外の方法により放送サービスを不正に受けること。

(加入者の関係者による利用)

第30条 加入者が家族その他の者(以下「関係者」といいます。)に利用させる目的で契約を締結したときは、加入者は、当該関係者に対してもこの約款を遵守させる義務を負います。

- 2 前項の場合、加入者は、当該関係者が前条各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を与えた場合は、当該関係者の行為を加入者の行為とみなして、この約款の各条項が適用されます。

(営業区域)

第31条 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

(個人情報保護)

第32条 当社は、個人情報に関して適用される法令、規範を遵守し、当社が別に定める「個人情報保護方針」に基づき、個人情報の保護に努めます。

(視聴情報の収集)

第33条 当社は、課金、統計の作成、匿名加工情報の作成のため、加入者の視聴情報を収集できるものとします。

(定めなき事項)

第34条 この約款に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議のうえ、解決するものとします。

附則 この約款は、2021年10月1日より施行します。

【料金表】

1 加入金

項目	金額
加入金	33,000円

2 工事費用

項目	金額
引込工事費	実費
宅内工事費	実費
その他工事費	実費

3 利用料(月額)

	項目	金額	摘要	
利基 用 料本	マックスコース	6,050円	ACASチップを搭載したCATVチューナーでのみ提供可能です。	
	エースコース	5,170円		
	スマートコース	2,750円		CATVチューナーの設置はありません。
利追 用 料加	マックスコース増設	3,410円/台	増設により複数コースを選択する場合、ご利用コースのうち基本利用料が最も高いコースが1台目の扱いとなります。	
	エースコース増設	2,970円/台		
	らくらく録画	1,100円/台		スマートコースではご利用いただけません。
	らくらく録画ブルーレイ	2,200円/台		

4 有料チャンネル利用料(月額)(CATVチューナー1台当たり)

チャンネル名	金額	摘要
スターチャンネル1 スターチャンネル2 スターチャンネル3	2,530円	3chセット
時代劇専門チャンネルHD	770円	
日テレジータス HD	990円	
日本映画専門チャンネルHD	770円	
アニマックス HD	812円	

日経CNBC	990円	
グリーンチャンネルHD グリーンチャンネル2HD	1,100円	2chセット
KNTV HD	2,750円	
レジャーチャンネル (JCL680HD)	990円	
SPEEDチャンネル	990円	
テレ朝チャンネル1	660円	
V☆パラダイス	770円	
Mnet HD	2,530円	
衛星劇場HD	1,980円	
東映チャンネルHD	1,650円	
フジテレビONE スポーツ・バラエティ フジテレビTWO ドラマ・アニメ フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	1,650円	3chセット
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	1,320円	
アニメシアターX (AT-X)	1,980円	ACASチップを搭載したCATVチューナーでのみ提供可能です。
CNN U.S. HD	1,980円	
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,970円	
J SPORTS 4	1,430円	
J SPORTS 1,2,3,4 (4chセット)	2,514円	4chセット
パラダイステレビ	2,200円	
レインボーチャンネル	2,530円	
パラダイステレビ レインボーチャンネル	2,959円	2chセット

※有料チャンネルのみの単独契約はいたしていません。

※CATVチューナーを利用せずに、有料チャンネルを視聴することはできません。

## 5 解約撤去費用

項目	金額
解約撤去費	3,300円
引込線撤去費	11,000円

## 6 手数料

項目	金額
コース変更手数料	1,100円

## 7 貸与機器等修復補填費用(弁済金)、付属品費用

項目	金額
CATVチューナー(弁済金)	40,000円/台
録画機能付きCATVチューナー(弁済金)	50,000円/台
V-ONU(弁済金)	10,000円/台
リモートコントローラー	3,300円/個

※(弁済金)の記載がある項目は、不課税となります。

表記の金額は、特記がある項目を除き全て税込価格です。